(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が補償する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため, 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて, 次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が,必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には,法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は,毎年度多額の財源不足が生じていることから,同法の本来の姿に立ち戻り,法定率の引上げを行い,全額を地方交付税で措置し,臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 地方財政計画の適正化

(1) 一般財源総額の確保

地方財政計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、地方が責任をもって住民サービスを十分に担えるよう、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、地方税収の動向を的確に反映し、令和2度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

(2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策,減税,市町村合併等により発行した地方債など,国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については,他の基準財政需要額が 圧縮されることのないよう,交付税財源を別枠で確実に確保すること。

(3) 偏在是正措置により生じる財源の活用

消費税・地方消費税率引上げ時に施行される法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に必要な歳出として計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とすること。

(4) 会計年度任用職員制度の導入に向けた対応

会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う 適正な勤務条件の確保に必要となる地方団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳 出に確実に計上すること。

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

1 まち・ひと・しごと創生事業費の拡充

地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充すること。

また、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のため創設された「地方創生推進交付金」に係る地方の財政負担については、令和元年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

2 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また,「地方創生推進交付金」の配分に当たっては,地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁:内閣府,総務省,財務省】

現状及び課題

令和2年度の国の概算要求においては、一般 財源総額は令和元年度に比べ、1.3兆円増の 64.0兆円が見込まれるものの、臨時財政対策 債による補填措置等により確保されたものであり、 常態化している地方財政の財源不足は未だ解 消されていない。

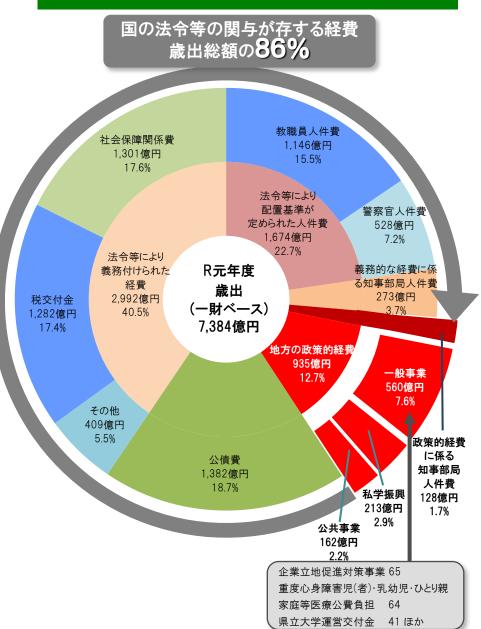
◆一般財源総額

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
R2概算要求	64.0兆円	43.8兆円	16.8兆円	3.4兆円
前年度比	+1.3兆円	+0.5兆円	+0.6兆円	+0.1兆円

- ▶ また,広島県の歳出総額 1兆551億円(R元年度当初予算)に対し,国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7.384億円。
- ▶ このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- ➤ 国が地方に事務処理を義務付ける場合, <u>国は</u> 必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから, こうした現状にあっては, <u>地方の一定の行政水準を国が保</u> <u>障する財源保障機能の確保が不可欠。</u>

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等



(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- ➤ 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)を ピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等 に伴う財源不足への対応などにより減少。
- ➤ さらに、平成16~18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の 削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- > その後, 効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに, この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど, 国を 大きく上回る行財政改革の取組等により, 平成28年度末には, 460 億円まで回復。
- ➤ 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を 活用したことから一時的に基金残高は急減したものの,特別交付税の 交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- ➤ しかしながら、令和元年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで200億円もの基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

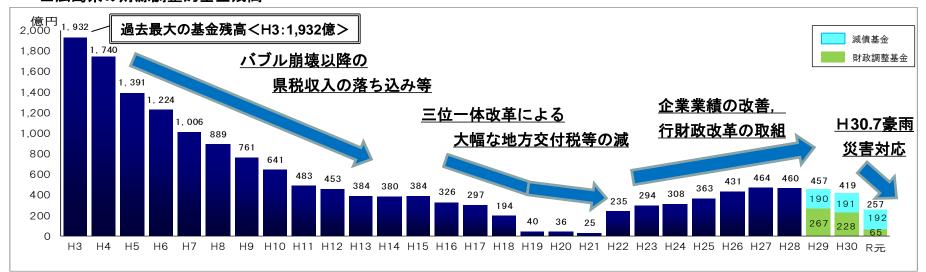
課題

▶ 近年,基金残高が増加していることから,各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や 災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み 財源を捻出してきたものであるが、まさに、今回の豪雨災害のような突発 の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

少子化対策、外国人材の受入れ・共生に向けた取組など

地方法人課税の偏在是正について 都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、偏在是正により生じる財源は、地方へすべて還元! 【地方財政計画イメージ図】 不交付団体の減収分を ≪現状≫ ≪歳出に計上される場合≫ ≪歳出に計上されない場合≫ その他の団体が 分け合ってこそ, 歳入 歳出 歳入 歳出 歳出 歳入 実効性のある 偏在是正措置!! 水準超経費 偏在是正効果額 水準超経費の減 偏在是正効果額 水準超経費の減 地方交付税 地方税: 不交付団体 地方讓与税等 地方税: 地方税: 地方讓与税等 地方讓与税等 そのためには 地方税・ 地方税: 地方税: 地方讓与殺等 地方讓与税等 地方讓与税等 偏在是正により生じる財源は. その全額を歳出として 地方交付税 計上する必要がある!! 交付団体 偏在是正効果額 地方交付税·臨時財政 地方交付税: 地方交付税・ 対策債(実質的な交付 地方交付税• 臨時財政対策債 臨時財政対策債 税)が圧縮され、国の歳 臨時財政対策債 出が減少するだけ! 増大する 増大する 臨時財政対策債の圧縮は 必要な歳出※ 偏在是正効果額 地方の役割 地方の役割 本来. 地方交付税の法 定率引上げで対応するべ ※ 防災・減災対策、社会資本の維持管理・更新、児童虐待防止対策、